長野市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年10月12日

長野市監査委員 増 山 幸 一

同 轟 光 昌

同 松木茂盛

同 高野正晴

平成24年度 随時監査(工事監査・前期)(24監査第46号)分

指摘事項及び意見

措置(改善)状况

(指摘事項)

2 契約について

(1) 変更契約に関し注意すべきもの

(報告書3~4ページ)

排水機場整備 蓮生寺排水機場ポンプ始動整流 装置整備工事は、当初、平成24年1月30日から平 成24年3月31日までの契約であったが、平成24年 2月24日付けで請負事業者の現場代理人から「東 日本大震災の影響により福島県いわき市で製造されている部品類の納入が大幅に遅れることから、 平成24年5月15日までの工期延長」に係る工事施 工協議(指示)書(以下「協議書」という。) が 提出された。そこで、事業担当課ではこの協議書 を受理し、平成24年3月31日付けで変更契約を締 結して5月15日まで工期を延長したものである。

次に北部地域スポーツレクリエーションパーク 建設工事は、当初、平成23年9月14日から平成24年3月31日までの契約であったが、平成24年3月1日付けで請負事業者の現場代理人から「埋蔵文化財の発掘調査と天候不良による作業日数不足による工期延長」に係る協議書が提出された。そこで、事業担当課ではこの協議書を受理し、平成24年3月23日付けで変更契約を締結して、6月29日まで工期を延長したものである。

上記2件の工事は、施工協議後約3週間から1か月以上経過した時点で変更契約を締結しているが、長野市契約規則第43条では「契約金額の増減又は履行期間の伸縮を必要とする契約者との協議が定まり、契約の内容を変更しようとするときは、5日以内に変更契約書を作成する。」と規定されている。

また、同規則第61条では「契約者が天災その他避けることのできない事由により、当該契約に定めた期間内に契約を履行できないときは、契約者から必要事項を記載した履行期間延長申請書を提出させる。」と規定されているが、この申請書の提出を求めずに、協議書のみで事務処理が行われていたものである。

今後、長野市契約規則など契約に関する法令を 遵守し、適正な事務処理の執行と請負事業者への 指導・監督に十分努められたい。

(農業土木課、体育課、公園緑地課)

北部地域スポーツレクリエーションパーク 建設工事に係る、施工協議後3週間以上経過 し変更契約を締結したことについては、平成 23年12月1日施行の「長野市建設工事等設 計変更及び契約変更事務取扱要領」の第7条 及び第8条の「軽微な設計変更」に該当する ものであると誤って判断したため、協議から 契約までの期間が22日となったものである 契約までの期間が22日となったものであるが、契約課に確認したところ、工期変更については5日以内の変更処理を実施する旨の指示を受けた。今後は契約規則に則り処理するよう周知徹底をした。

また、協議書のみで変更契約事務処理が行われたことについては、発注者の指示とすべきところ受注者からの協議で処理をしたものである。今後は契約規則に則り処理するよう周知徹底をした。

(体育課)